

大学院における学位授与の状況に関する情報公表の促進

資料 1

中央教育審議会大学分科会

大学院部会（第115回）

R6.7.11

- 進学を希望する者が事前に学位取得に関する見通しを持って大学院を選択し、計画的にキャリアパスを構築することや、大学が学位授与状況の公表を通じた教育研究の質向上に取り組むことは、多様性に富む者の大学院進学を促進する上で極めて重要である。
- 「人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）」（令和5年12月22日 中央教育審議会大学分科会）及び「博士人材活躍プラン～博士をとろう～」（令和6年3月26日 文部科学省）を踏まえ、大学院における学位授与の状況に関する情報公表を促進するため、各大学院が公表すべき情報を学校教育法施行規則（文部科学省令）に追加するとともに、通知においてその具体的な内容について示すものとする。

【学校教育法施行規則に追加する事項（案）】

標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること

【通知において示す事項（案）】

- 「標準修業年限以内で修了した者の占める割合」：
 - ・ ある年度に入学した者のうち、標準修業年限以内で修了した者の割合
- 「その他学位授与の状況に関すること」として、最低限下記の事項を想定：
 - ・ 標準修業年限以内で修了せずに退学した者の割合
 - ・ 標準修業年限以内で修了していない上記以外の者の割合（例：留年者、長期履修学生）
 - ・ 学位を取得するために要した年数ごとの修了者の割合
- その他、下記の事項について公表を推奨：
 - ・ 標準修業年限以内で修了していない者について、修了していない原因
 - ・ 修了者の進路の全体状況（修了者を分母とする進路ごとの割合等）
 - ・ 公表した数値の分析・解説

- スケジュール（予定）

令和7年4月1日 施行

(参考) 情報公表に関する主な現行規定

○学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したもののみならず授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 （略）
- 3 大学院（専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準についての情報を公表するものとする。
- 4・5 （略）

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）

（法科大学院の教育課程等の公表）

第五条 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院における教育の充実及び将来の法曹としての適性を有する多様な入学者の確保に資するため、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一～五 （略）
- 六 その他文部科学省令で定める事項

○専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）

（法科大学院における情報の公表）

第二十条の七 連携法第五条第六号の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 （略）
- 二 当該法科大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合及び年度当初に当該法科大学院に在籍した者のうち当該年度途中で退学した者の占める割合
- 三～七 （略）

関連文書

○人文科学・社会科学系における大学院教育の振興方策について（審議まとめ）（令和5年12月22日 中央教育審議会大学分科会）（抄）

IV. 具体的方策

2. 幅広いキャリアパスを念頭に置いた教育研究指導の強化に向けて

（1）教育課程・研究指導の質保証

- ……これらに留意しつつ、以下に掲げる教育課程・研究指導の質保証に向けた取組が必要である。

・研究科別の標準修業年限とその実績（修了生の修業年数等）の公表

（中略）

3. 情報公表の促進

- 大学が学修成果や教育研究の成果に関する情報を積極的に公表し社会に対して説明責任を果たすことは、大学院教育改革を推進し、「社会に開かれた質保証」を実現していくために極めて重要であり、特に学生や大学院進学希望者に対して教育研究に関する情報を自発的・積極的に公表していくことが必要である。

大学院への進学は学生にとって追加的に時間的・金銭的な負担が発生するにもかかわらず、進学前の情報提供が不十分だったために進学後に学生が失望するというミスマッチが生じているという課題や、外部からの適切な評価を通じた教育研究の質の向上に向けた取組が十分に行われていないという課題も指摘されている。

- このため、各大学においては、例えば、

・ 各学位プログラムにおいて学位を取得するために要する平均年数

・ 各年度における大学院進学者の標準修業年限期間が満了した時点での修了者、在学者、退学者の数と割合（標準修業年限内に学位を取得していない者については、取得に至っていない原因ごとの数と割合）

・ 修了者の進路の全体状況（修了者を分母とする進路ごとの割合等）

などの情報の公表が求められる。

- 特に、厳格な成績評価や学位審査が行われていることを前提に、標準修業年限内に学生の資質・能力を計画的に伸ばし、学位の取得まで到達させていることを明らかにするという大学院教育の質保証や大学院教育改革の観点から、研究科ごとや学位プログラムごとの単位で、進学率や就職率を含む修了後の進路状況、標準修業年限内に修了した学生の割合、留年率、中途退学率などの情報の公表を進めることは極めて重要である。

- なお、このことは人文科学・社会科学系に限らない。各大学が、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、幅広く社会に対して積極的に説明責任を果たしていくことは、大学院教育の質の向上という観点からも重要な意義がある。特に、海外の大学院進学や留学を視野に入れている学生にとっては、自大学の教育研究に関する情報が適切に公表されていることは重要である。

- 国は、各大学における情報公表の取組が進むよう、上記の事項について学校教育法施行規則第172条の2に追加することを含めて検討を進めるべきである。

公表の際には、単にこれらの情報を数値のみの形で公表するのではなく、コースワークと研究指導の在り方、留学の位置付けといった修業期間や成績評価に関連する情報や、積極的な進路変更の有無、退学の理由も踏まえつつ、その数字が何を意味し、なぜそのような結果になり、どのような情報と組み合わせる必要があるか、大学としてその数字をどう評価しており、今後どのようにその結果への対応を図る予定かなどの分析や解説を併せて説明することが期待される。

○ 博士人材活躍プラン～博士をとろう～（令和6年3月26日 文部科学省）（抄）

6 具体的取組

2. 大学院改革と学生等への支援

（2）博士に必要な資質の明確化、大学院教育の情報公表

- ・ 博士課程修了後の進路状況、標準修業年限、標準修業年限内に修了した学生の割合、留年率、中途退学率などの教育情報の公表の促進を図るための、学校教育法施行規則改正の検討